

消費生活用製品の製品安全に係る欧州における リスクアセスメントに関する調査研究

(報告書の概要)

この調査研究事業の目的は「製品に内在するリスクを事前評価する」ことにある。

調査から、①工業製品に於ける機械安全リスクアセスメントは、2006年の労働安全法改正により、リスクアセスメント実施が努力義務化されたこともあり、浸透しつつある。②消費生活用製品へのリスクアセスメントは、欧米輸出等世界展開をしている家電製品業界で、経営トップの指揮下、深く広く普及している。一方、SG製品を含む日用品を生産する中小企業主体の業界にあっては、製品安全確保体制（組織）は作ったが、知識不足等からリスクアセスメント実施は遅れていた。普及のためには、技術的支援が必要である。③リスクアセスメント実施が進んでいる欧州では、中国製品を意識したうえで、どのようにして安全確保を行えば良いかについての共通認識（世界標準）を持ち、各国間での対話が行われていた。中国でも欧州流のCCC認証の強化拡大が図られており日本もどうかしては行かない。④消安法、電安法、ガス・LPG法（製品安全4法）などへの、リスクアセスメント手法の導入に関しては、日本の現在の製品安全確保施策は欧州市場統合前の状況であると認識し、欧州システム・国際標準に基づいた「安全体系」整備の具体案を提示した。⑤第三者認証制度へのリスクアセスメント導入に関しては、製品安全協会が運用するSGマーク制度の改善に向け3階層規格体系整備及び保険制度の調査・研究を行った。中小企業でのリスクアセスメント実施には、事例を示して、その事例からの類推によって自社製品への適用を進めてもらうことが必要と認識し、リスクとそれへの対策を図表により見える化を図った製品安全リスクマネジメント手法（R-Ma p）の実施事例を50例以上集め、この事例を使い、⑥全国8か所でリスクアセスメント普及のためのセミナーを行った。リスクアセスメントの手法を多くの中小企業者は知らないということが分かった。現在も依頼等に基づき、製品安全普及活動を継続している。

(報告書の主要構成)

- (1) 工業製品に於ける「機械安全」リスクアセスメントの実施状況
- (2) 消費生活用製品へのリスクアセスメントの実施状況
- (3) リスクアセスメントで進んでいる欧州等との情報交換
- (4) 消安法、電安法、ガス・LPG法などへ、リスクアセスメント概念の導入
- (5) 第三者認証制度システムへの、リスクアセスメントの導入
- (6) セミナー等を通じた、リスクアセスメントの普及